

# 税務相談室

## 医業の収入金額

北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

### 質問

1. このほど開業したのですが、医師会の関係者から日本医師会の年金制度に加入してはどうかと勧奨されております。将来年金を受け取るような場合、その年金は何所得に当たるのですか。また、所得の計算をするときは以前に掛けた掛金を差し引いてもらえますか。
2. 私は産婦人科医として開業していますが、ときどき医学雑誌に執筆して原稿料や印税をもらっています。このような収入は、事業所得の付随収入に含めるのでしょうか。なお、病院などに勤めている場合はどうなるのでしょうか。
3. 内科医ですが、保健所から依頼を受け、月1～2回保健所へ出向き生活習慣病検診をやっていきます。この報酬は医業所得としての事業収入になりますか。

### 回答

#### 1. 雑所得になり、所得金額は受け取る年金からその年金に対応する掛金を差し引いて計算する。

日本医師会の年金制度は、日本医師会が、会員である医師の老後と遺族の生活安定を目的として、会員から加入の申込みを受け、その掛金を基金として運用し、会員が65歳になった場合の養老年金、子女の教育資金としての育英年金、養老年金または育英年金受給権者の死亡による遺族年金その他を支給することになっていますが、その課税関係は、年金の区分ごとにそれぞれ次のとおりとされています。

- (1)養老年金および育英年金…雑所得
- (2)遺族年金…年金を受ける受給権については相続税、その後毎年受ける年金は雑所得

ところで、年金に係る雑所得の金額は、次の計算式で計算した金額となります。

- (イ)収入金額 その年に受ける年金  
(ロ)控除額 掛金総額 ×  $\frac{\text{その年に受ける年金}}{\text{年金の支払総額}}$

(イ)-(ロ)=雑所得

#### 2. 原稿料収入は、執筆活動が事業的規模で行われている場合には、文筆業に係る収入として事業所

得となり、事業的規模で行われていない場合には雑所得となる。

原稿料収入は、その執筆活動が事業的規模で行われている文筆家などについては事業所得に当たりますが、他に職業を持っていながら仕事の合い間に執筆しているような場合は雑所得に当たります。

雑所得の金額は、収入金額からその収入を得るために要した必要経費を控除して計算します。原稿料や印税は支払を受けるときに原則として収入金額の10%が源泉徴収されていますが、収入金額は源泉徴収税額を差し引く前の金額により、必要経費にはその収入を得るための取材費や旅費交通費、原稿用紙などの消耗品費などが含まれます。

〔復興特別所得税の源泉徴収〕

所得税法および租税特別措置法の規定により所得税の源泉徴収義務を有する者は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間における、その所得税を徴収する際に復興特別所得税を併せて徴収し、その所得税の法定納期限までに、その徴収した復興特別所得税を所得税と併せて国に納付しなければならないこととされています。

源泉徴収すべき復興特別所得税の額は、所得税に関する法令の規定により徴収して納付すべき所得税の額に2.1%の税率を乗じて計算した金額とされています。

なお、あなたは医業を営んでいる事業所得者ですから、原稿料などの雑所得が20万円以下の少額であっても、事業所得と一緒に申告する必要があります。しかし、あなたが勤務医で、年収2,000万円以下の給与所得者で年末調整を受けている等の場合には、所得税の確定申告をする必要はありませんが、住民税についてはこれらの雑所得が20万円以下の場合でも、給与所得と併せて申告することになります。

#### 3. 給与としての性質が強い場合は、事業所得ではなく給与所得の収入となる。

いわゆる生活習慣病検診とは、高血圧、糖尿病や心臓病など成人がかかりやすい病気の早期発見に努めるための検診をいいますが、一般的には保健所が無料で行っているものです。保健所においては専門の医師が少ないため、外部の医師に依頼して検診を行う場合もあるようです。

ところで、医師が、保健所が実施する生活習慣病検診に従事したことによって保健所から受ける報酬は、雇用契約に基づくものであれば給与所得となり、委任契約に基づくものである場合は事業所得として取り扱われることとなります。

したがって、ご質問の場合は、保健所の施設において、保健所備付の医療機器や医薬品などを使用して検診を行い、検診をした人数や検診内容に関係なく一定額の報酬が支払われているようですから、給与所得の収入金額として取り扱われることとなります。